

様式第2号（第5条関係）

審議会等会議録

発言者・会議のてん末・概要

○令和6年度第1回久喜市立小・中学校学区等審議会

1 開 会

司会（恩田指導主事）

皆様、こんにちは。

ただいまから、令和6年度第1回久喜市立小・中学校学区等審議会を開催いたします。

なお、本日は、委員総数20人に対して、出席者は、18人でございます。久喜市立小・中学校学区等審議会条例第7条第2項に規定されている会議の開催要件を満たしていることを報告させていただきます。なお、本日の傍聴者はありません。

2 あいさつ

司会（恩田指導主事）

それでは、初めに山本会長からごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会長（山本委員）

皆さん、こんにちは。お久しぶりでございます。

今年の夏は猛暑、猛暑で、10月上旬までその暑さが続いて、いつになったら秋になるのだろうと思いながら、秋はサッと足早に過ぎて、あっという間に冬の寒さがやってまいりました。天気予報を見ますと、今年の冬は平年並みの寒さというのが多く聞かれますけれども、改めて、平年並みという言葉にちょっと安堵しております。来年の夏も平年並みになるといいなとつくづく感じております。

さて、今日は新たな諮問がございます。皆様の充実したご審議をよろしくお願いいたします。

ます。

司会（恩田指導主事）

ありがとうございました。

ここで、学校長として任命しておりました、松村委員が人事異動等により退任されたため、後任の委員を任命いたしましたので、ご紹介いたします。

久喜市立小林小学校長の小暮恵子様です。

続きまして、事務局職員につきましても紹介させていただきます。

なお、市の組織機構改革に伴い、昨年度まで、学務課で行っていた通学区域と小・中学校再編に関する事務について、今年度から、通学区域に関する事務は教育総務課で、小・中学校再編に関する事務は、学校施設課で行っております。

それでは野原部長からお願いいたします。

事務局（野原部長）

皆さん、こんにちは。教育部長の野原です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（野川副部長）

教育部副部長の野川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（白石課長）

教育総務課長の白石です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（相園係長）

教育総務課総務係長の相園と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（甲田課長）

こんにちは。学校施設課長の甲田と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（柴田係長）

こんにちは。学校施設課小・中学校再編係長の柴田でございます。よろしくお願いいたします。
す。

司会（恩田指導主事）

最後に、私、本日司会を務めます、教育総務課の恩田と申します。よろしくお願いいたします。
す。

3 諮問

司会（恩田指導主事）

次に、次第3の諮問でございます。柿沼教育長から久喜市立小・中学校学区等審議会に対して
諮問させていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、山本会長におかれましては、テーブルの前までお進みくださいますようお願い
いたします。

それでは、お願いいたします。

（柿沼教育長）

久喜市立小・中学校学区等審議会会長、山本千恵子様、令和6年12月10日、久喜市教育委員
会教育長、柿沼光夫。

久喜市立鷺宮小学校等の通学区域について（諮問）。

久喜市立小・中学校学区等審議会条例第2条の規定に基づき、下記について貴審議会の意見
を求めるものです。

記、（1）久喜市立鷺宮小学校の通学区域について。久喜市立上内小学校を令和7年4月30
日に廃校とする予定です。

（2）（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校の通学区域について。（仮称）久喜市立鷺宮義務
教育学校は、令和8年4月1日に久喜市立鷺宮小学校と久喜市立鷺宮西中学校を統合し、現在

の鷺宮西中学校の位置（久喜市上内1797）において新たに開校する予定です。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

司会（恩田指導主事）

ありがとうございました。ここで、柿沼教育長からごあいさつ申し上げます。

（柿沼教育長）

皆様、こんにちは。教育長の柿沼と申します。

本日は、令和6年度第1回久喜市立小・中学校学区等審議会の開催にあたりまして、皆様には大変ご多用の中、また、昨日あたりから急に寒くなりましたが、そのような中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方には日頃から、本市の教育行政に対しまして格別なるご理解とご協力いただいておりますことに、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本市におきましては、上内小学校の急激な児童数減少による学校の小規模化という課題への対応を基に、鷺宮西中学校区における小中一貫教育のさらなる推進、小・中学校の適正規模・適正配置の観点などを総合的に勘案し、教育環境のさらなる充実を図るべく、令和8年4月に（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校を開校するための準備を進めているところでございます。

これらの件につきましては、これまでに学区等審議会の委員の皆様にご審議をいただき、答申をいただいた経緯の上に実現したものであり、改めて深く感謝を申し上げます。

このような中、廃校後の旧学校施設や跡地については、地域の実情を考慮しつつ、速やかに検討を進めることとしているところであり、現在休校となっている上内小学校について、その検討を早期に開始するため、令和7年4月末をもって廃校とする方針を決定したところでございます。

また、令和5年9月に策定した鷺宮西中学校区における義務教育学校設立に係る新校基本計画におきまして、新校の通学区域については、統合に関わる現在の久喜市立上内小学校、久喜市立鷺宮小学校及び久喜市立鷺宮西中学校の通学区域とすることについて、久喜市立小・中学校学区等審議会に諮問することとしているところでございます。

このようなことから、本日は、上内小学校を廃校した後の鷺宮小学校の通学区域、並びに（仮

称) 久喜市立鷺宮義務教育学校の通学区域について、学区等審議会のご意見を伺いたく諮問をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（恩田指導主事）

ありがとうございました。大変恐縮ではございますが、柿沼教育長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。なお、委員の皆様には、ただいまの諮問書の写しを配付いたしますので、ご確認くださいようお願いいたします。

< 教育長退席 >

4 議事

司会（恩田指導主事）

次に、議事でございます。

会議の進行につきましては、久喜市立小・中学校学区等審議会条例第7条第1項において、会長が議長となる旨の規定がございますので、山本会長に議長をお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。円滑に議事が進行いたしますよう、皆様方のご協力をお願いいたします。

初めに、議事録署名人でございますけれども、名簿順で佐藤委員さんを指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま諮問をいただいた議事の、「久喜市立鷺宮小学校等の通学区域について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（白石課長）

教育総務課の白石でございます。先ほど教育長から諮問させていただきました、久喜市立鷺宮小学校等の通学区域につきまして、事務局案について説明をさせていただきたいと思います。恐縮ですが、説明については、座ってさせていただきたいと思います。

初めに、資料1をご覧くださいと思います。

今回の諮問につきましては、先ほど教育長が述べたとおりではございますけれども、令和7年4月30日をもって上内小学校を廃校とした際の、令和7年5月1日以降の鷺宮小学校の通学区域についてと、令和8年4月1日に開校を予定している、義務教育学校の通学区域についての2点につきまして、諮問をさせていただいたものでございます。

初めに、諮問をした理由について説明をさせていただきます。

まず、久喜市立鷺宮小学校の通学区域について説明いたします。上内小学校につきましては、令和4年4月から休校としておりまして、それまで上内小学校に通学していた児童につきましては、鷺宮小学校へ通学しているところでございます。一方で、市全体の方針といたしまして、廃止した公共施設につきましては、公共施設アセットマネジメントの観点から、売却を前提に検討を進めるというところでございます。このたび、上内小学校につきましても、なるべく早期に売却を前提とした検討を開始できますよう、上内小学校の廃校につきまして、当初の予定から前倒しすることとしたところでございます。このことから、休校中の上内小学校を廃校とすることに伴いまして、鷺宮小学校の通学区域について諮問をさせていただいたところでございます。なお、上内小学校の廃校予定につきましては、令和7年2月の久喜市議会定例会議で議会の議決を経まして、その後、廃校予定日の30日前までに県への届け出を要するということになっておりますことから、廃校予定日につきましては、令和7年4月30日としているところでございます。

次に、（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校の通学区域についてでございます。義務教育学校につきましては、令和8年4月1日に現在の鷺宮西中学校の位置に開校できますよう、準備をしているところでございます。また、上内小学校、鷺宮小学校及び鷺宮西中学校を統合し、現在の鷺宮西中学校の位置に開校することについて、本審議会から答申を行っているところでございますが、学区につきましては正式に決定をしておらず、また改めて審議会に諮問し、決定することと

しておりましたことから、この度、開校後の義務教育学校の通学区域について、諮問をさせていただいたところでございます。

次に、関係する現在の通学区域でございます。これにつきましては、資料1に書いてあるとおりではございますけれども、文字だけではなかなかイメージが湧かないと思いますので、飛びまして恐縮ですが、資料3の図面をご覧いただきたいと思います。これは現行の市内全域の小・中学校の通学区域でございます。ちょうど真ん中あたりに上内小学校、その上に鷺宮西中学校、鷺宮小学校と記載してございまして、ここを文字にしたものが資料1の通学区域となっております。

それでは恐縮ですが、資料1にお戻りいただきたいと思います。続きまして、学区を定める時期でございますが、鷺宮小学校につきましては、上内小学校廃校翌日の令和7年5月1日、義務教育学校につきましては、当初の予定のとおり令和8年4月1日でございます。

続きまして、こちらからが本題でございます、通学区域の案でございます。

はじめに、鷺宮小学校の通学区域の案でございます。休校中の久喜市立上内小学校の通学区域に住所を有する児童につきましては、現に特例措置として鷺宮小学校に通学しておりまして、令和8年4月1日に予定している、（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校の開校までの1年弱の間ににつきましては、引き続き鷺宮小学校に通学することが適当であると考えられます。このことから、令和7年4月30日に予定している上内小学校の廃校後につきましても、鷺宮小学校の通学区域に上内小学校の通学区域を加えた通学区域を、鷺宮小学校の通学区域とすることを案としてお示ししたものでございます。

次に、（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校につきましては、久喜市立上内小学校、久喜市立鷺宮小学校及び久喜市立鷺宮西中学校を統合し、現在の久喜市立鷺宮西中学校の位置に開校することが望ましい旨の答申を、本審議会から令和4年3月11日に行っているところでございます。このことから、この答申のとおり、（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校の通学区域につきましては、鷺宮小学校の通学区域に上内小学校の通学区域を加えた後の通学区域、つまり、現在の鷺宮小学校と上内小学校の通学区域とすることについて、案としてお示しするものでございます。

続きまして、資料2をご覧いただきたいと思います。この資料2につきましては、資料1で申し上げた案のとおりとなった場合の、市の規則の改正に伴う新旧対照表でございまして、関連箇所を抜粋したものでございます。なお、改正事項につきましては条ずれや文言整理など、この他

にも何点かございます。1枚目につきましては、上内小学校の廃校に伴うもので、令和7年5月1日施行のものでございます。左が案で、右側が旧でございます。規則上では、鷺宮小学校の通学区域の表示は変更ございませんが、上内小学校がなくなり、上内小学校の通学区域が鷺宮小学校の通学区域に加わるものでございます。上内小学校の校名や、通学区域の地番が消えていると思います。1枚おめくりいただきまして、2枚目をご覧ください。2枚目については、砂原小学校の通学区域に上内小学校の表現がありましたので、それを削除したものでございます。もう1枚おめくりいただき、3枚目になります。義務教育学校設立に伴うもので、令和8年4月1日施行のものでございます。鷺宮小学校がなくなりますので、鷺宮小学校の学校名と通学区域を削除いたします。また、4枚目には、義務教育学校が新しくできますので、義務教育学校について、現在の鷺宮小学校と上内小学校の通学区域を記載しているものでございます。

事務局からの説明は以上となります。

議長（山本会長）

ありがとうございます。ただいま事務局から、久喜市立鷺宮小学校等の通学区域について、続いて、久喜市立鷺宮義務教育学校の通学区域についてご説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

奥貫久美子委員

奥貫です。今回のこの学区については、このままで特に問題ないと思います。

1つお聞きしたいのですが、今、学校区は選べたりするのですか。選んで行くということではできるのでしょうか。

議長（山本会長）

事務局さん、いかがでしょうか。

学校区、要は、通学する学校を選べるのかということですね。

奥貫久美子委員

はい、そうです。

議長（山本会長）

いかがでしょう。

事務局（白石課長）

現在は、家庭の特殊な事情での指定校外就学というものは一部ございますけども、その他については学校区を選べるというものはございません。

奥貫久美子委員

そうなのですね。資料3をちょっと見て思ったことがあったのですけれども、例えば清久小学校の範囲は、現在、久喜南中学校に行っていると思うのですね。ただ、清久小学校からでしたら、鷲宮西中に行った方が近いのではないかなという気がします。「久喜市」というように大きくなっているのであれば、基本的にはこの学校区でいいのですけれども、選べるという選択肢も1つ入れてもよいのではないかなと思いました。

議長（山本会長）

はい、いかがでしょう。

奥貫久美子委員

砂原小学校もそうですよね、随分と遠いところからであれば、久喜北小に行ってもいいし、桜田小学校のほうに動いてもいいのではないかなと。そこら辺の保護者の方の選択肢があるといいなと思ったのですけれども。

議長（山本会長）

はい。お願いいたします。

事務局（白石課長）

貴重なご意見ありがとうございます。通学区域につきましては、確かにどちら側の方が近いとか、そういったものもありますけれども、学校の規模や、皆さんが自由に行ってしまうと、教室が足りなくなってしまうとか、地元のご意見ですとか、これまで築き上げた歴史ですとか、そういったものもございますので、原則として自由に選べる、どこでも自由に選べるというものは想定していないところですが、学校ごとで、特にこちらが近いとか、特殊な事情があった場合には、その都度検討してまいりたいと考えております。

奥貫久美子委員

ありがとうございます。

議長（山本会長）

他にいかがでしょうか。ご質問、ご意見、どうでしょう。

はい。佐藤委員さん、お願いいたします。

佐藤利幸委員

佐藤です。この案を見て、基本的にはこういう形が一番問題ないのかなとも思うのですが、以前、長期的な視点から、児童数の推移を見させていただいたことがあります。あのときにふと思ったのですが、義務教育学校をせっかくこう作っていただいても、10年後ぐらいには確か単学級になっていく流れであったかなと思うのです。であるとすると、やはり適正規模ということ考えると、クラス編成替えができるということが一番望ましいのしょうから、単学級をできるだけ避けるという意味で、今のこの形にこだわらないでもう少し柔軟に、例えば砂原小などは大分増えている形だったかなと思いますので、砂原小との学区の調整をするとか、そういったことは考えられないだろうかという点を1つ思います。その辺のお考えをお聞きできればと思います。

議長（山本会長）

この学区の案については、これでよろしいということですね。将来的にそういうものが予想さ

れる場合があるのではないかと。そういうときに、今のようなお考えもどうでしょうかというお考え、ご意見ですけれども、いかがでしょう。

事務局（白石課長）

ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、現在の鷺宮小学校の方はそれほど人数が多くなく、砂原小学校の方は人数が少し増加傾向であるということがございます。現状ではこのままスタートさせていただきたいというイメージで、答申案はさせていただいたところなのですが、砂原小学校の方の人数が多いという課題もございます。大変ありがたいご意見をいただきましたので、あと、先ほど少々申し上げましたが、やはり地元の方のご意見等も尊重しながら、学区を変えるときには決めていきたいと思っておりますので、検討は進めていきたいと考えております。

議長（山本会長）

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

はい、堀井さん。

堀井昭雅委員

委員の堀井でございます。

今皆さん、お二方からお話があったように、私もこれからの少子化が進んでいくと、いろんな学校、それから地域の方で統廃合が議題に上ってくるのではないかと考えております。もちろん、菖蒲の方が今喫緊の課題であるということもわかるのですが、その他の栗橋や鷺宮、それから久喜の方でも、統廃合の恐れがある学校というのは、ここ5年10年15年と経っていくと多くなってくる、そうした場合に、ある程度学区の柔軟性を今のうちからやっておく、学校を選べる選択制ですね、隣接の学区については選択できるという形になっていくと、統廃合をしていく上でも非常にスムーズに進んでいくのではないかなと思いますので、ぜひ、事務局の方で、そういった案についても少し検討して、今後に備えていただくと良いのではないかと考えています。

議長（山本会長）

はい。それはご意見として伺っておこうということですね

堀井昭雅委員

そうですね、意見です。学区についてはこれで結構です。

議長（山本会長）

学区についてはよろしいと。ありがとうございます。ご意見承ります。よろしいですか。

他にいかがでしょう。はい。折原委員さん。

折原憲司委員

折原でございます。先ほど事務局の説明があった内容について、ちょっと確認させてください。上内小学校について、アセットマネジメントで「売却を前提」という説明がありましたが、上内小学校に限って売却前提なのか。アセットマネジメント推進委員だったのですけれども、学校が売却前提ということが決まった記憶がなかったので伺います。

議長（山本会長）

事務局、いかがでしょう。

はい。よろしくお願いします。

事務局（白石課長）

先ほど説明したとおりになってしまいますけれども、廃校になったものについては、すべて売却を前提ということです。できる場合とできない場合とがありますけれども、検討については売却を前提に進めていくと、そういったものでございます。

議長（山本会長）

折原委員さん、どうですか。

折原憲司委員

菖蒲南中や江面第二小、第二小なんかは売却額が格安という捉え方を私は個人的にはしているのですけれども、すべての学校がそうなっているというところは理解しました。後で資料を確認したいと思います。ありがとうございました。

議長（山本会長）

はい。ありがとうございます。他にいかがでしょう。

はい。よろしくお願いします、中村委員さん。

中村文隆委員

まず初めに、あまり言いたくはないことなのですが、今日の日時の設定があまりにも遅すぎるのではないかと。もう少し組織的、計画的、継続的にやる必要があるのではないかと。もう少し早めに連絡してほしかったなという意見です。

それからもう一つは、この学区域の変更です。これについては、親御さんの方には何回か説明が済んでいるかお伺いしたいのですが。

議長（山本会長）

親御さん、保護者への説明が済んでいるかどうかということですが、いかがでしょう。

中村文隆委員

追加でよろしいですか。

議長（山本会長）

はい、どうぞ。

中村文隆委員

今、私の質問が分かりにくかったかなと思うのですけれども、こういうふうに3校が一緒とな
って義務教育学校が始まりますよと、それについては学区域の変更をしなければいけないと、そ
の原案がこういうふうになりますよと前もって言わないことには、話題にならないということは
ありえないと思うのですけれども、1回でも2回でも説明が終わっているのかどうか、それをお
聞きしたいのですが。

議長（山本会長）

今、中村委員さんがおっしゃったのは、今までの経過の中で、上内小の廃校、休校とかその中
でそういう、通学区域がこうなりますよということがあったと思うのですが、こうやって書面上
でこうなりますよということが、保護者に伝わっていますかっていうことですか。

中村文隆委員

説明会が終わっているのかどうか。

議長（山本会長）

書面上でこういうふうに規則が変わりましたということでしょうか。

中村文隆委員

書面だけで済むということはあるのではないかと思います。書面を前にして親御さん
に、それから地域の方に、こういうふうな原案ですよと、いかがでしょうというように、幅広く
意見を聞いた方がいいのではないかとってお聞きしました。

議長（山本会長）

事務局はいかがですか。

事務局（甲田課長）

学校施設課の甲田です。私の方からご説明させていただきます。

現時点において、学区が見直されるという話は、保護者の方に改めてはしてございません。ただ、学校の統合だよりということで、逐一、統合に向けたいろんな動きについては、保護者の方、地域の方々に対しましてご周知させていただいておるところでございます。本日のご審議、答申を受けて、また改めて周知の方はしていかなくてはいけないのかなと考えております。

議長（山本会長）

中村委員さん、よろしいですか。

中村文隆委員

今のところ、大幅に心配される、強力に反対されるのではないかなというようにことが予想されるのかどうか伺いたいのですが。

議長（山本会長）

いかがですか。

事務局（甲田課長）

今回の義務教育学校統合に向けては、平成 29 年の頃から皆さんのご審議を重ねていただき、また地域の方々へのご説明といったことを重ねてまいりました。今、いよいよということで工事の方も進んでおりまして、先ほど申し上げたとおり、統合だよりで逐一周知も図ってきております。そのような中で、事業の方は地域の方々に概ねご理解いただいて進んでいるのかなと捉えておりますので、委員さんがご心配される、強力的な反対ということはないのではないかなと、感触としては持っております。以上でございます。

議長（山本会長）

はい。ありがとうございます。よろしいですか。

中村文隆委員

安心しました。

議長（山本会長）

はい。それでは、この通学区域の案について、ご意見ご質問はありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、大体皆様これを了承されたような感じで、他にご意見、ご質問もありませんということですので、ご審議いただいた件について、事務局から答申の案がありましたら配布をお願いいたします。

それでは、答申書（案）につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（白石課長）

ただいま配付させていただきました、答申書の案でございますけれども、先ほどご説明させていただきました考え方のとおりでございます。概ね、ここに想定したことを、説明の中で読み上げたとおりでございます。通学区域について記述したもののとおりでございます。

答申の趣旨につきましては、先ほどご質問等をいただいたところですが、ご理解をいただいたところと考えております。そのような答申書になっているとは思いますが、ここでは表示の仕方、書きぶりについて、何かご意見などありましたらお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（山本会長）

ありがとうございます。

今、案文について説明がございました。目を通していただきまして、この記述内容等について、ご意見ご質問があれば、よろしくお願いいたします。

いかがですか。特にご意見がありますでしょうか。よろしいですか。

特にご意見はなく、よろしいというふうに頷いていただいた方もいらっしゃるようですので、答申書については、事務局原案のとおり提出してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、原案どおり提出したいと思います。

このあと、柿沼教育長様に答申したいと思います。

事務局におきましては、準備をお願いいたします。

司会（恩田指導主事）

それでは、これより答申の準備を行うため、暫時休憩とさせていただきます。

再開は、こちらの時計で2時50分からいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、休憩いたします。よろしくお願いします。

< 休 憩 >

司会（恩田指導主事）

それでは、再開いたします。

事務局（白石課長）

ただいま答申（案）について、配布させていただきました。

先ほどの審議の中で説明させていただきましたところから若干修正させていただきました。休憩中にも申し上げてしまったのですが、改めて該当箇所だけ申し上げます。

（2）の最初が、「本審議会は、（仮称）久喜市立鷲宮義務教育学校について、令和4年3月31日」となりまして、以下は同じでございます。最初、休憩前にご審議していただいたところから、若干修正がございますけれども、このとおりで修正させていただきました。

よろしいでしょうか。

5 答申

司会（恩田指導主事）

それでは山本会長から柿沼教育長へ答申書をご提出いただきたいと存じます。

会長、教育長、よろしくお願いします。

会長（山本委員）

久喜市教育委員会教育長、柿沼光夫様、久喜市立小・中学校学区等審議会 会長、山本千恵子。

久喜市立鷺宮小学校等の通学区域について（答申）。

令和6年12月10日付け久教総第1245号で諮問のあった表題の件について、慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申します。

（1）久喜市立鷺宮小学校の通学区域について、休校中の久喜市立上内小学校の通学区域に住所を有する児童については、現に特例措置として、鷺宮小学校に通学しており、令和8年4月1日に予定している、（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校の開校までの間については、引き続き、鷺宮小学校に通学することが適当であるとする。このことから、令和7年4月30日に予定している、上内小学校廃校後については、鷺宮小学校の通学区域に上内小学校の通学区域を加えた通学区域を、鷺宮小学校の通学区域とすることが適当と考える。

（2）（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校の通学区域について、本審議会は、（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校について、令和4年3月11日に「久喜市立上内小学校は、久喜市立鷺宮小学校及び久喜市立鷺宮西中学校と統合し、統合による義務教育学校を現在の久喜市立鷺宮西中学校の位置に開校することが望ましい」旨の答申をしている。この答申のとおり、（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校の通学区域については、鷺宮小学校の通学区域に上内小学校の通学区域を加えた後の通学区域とすることが適当と考える。

よろしくお願いいたします。

司会（恩田指導主事）

ありがとうございました。

ここで、柿沼教育長からごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

（柿沼教育長）

委員の皆様方には、本日諮問いたしました久喜市立鷺宮小学校等の通学区域について、慎重にご審議をいただいた上、このように答申書をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

教育委員会では、この答申書の内容を踏まえ、久喜市立学校設置条例の一部改正並びに久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部改正等を行い、鷲宮西中学校区における学校統廃合に向けた準備を進めて参ります。

審議会委員の皆様には、学校の統合等を初めとする諸課題について、引き続き、貴重なご意見を賜りたいと考えておるところでございます。

結びに、委員の皆様におかれましては、年末のご対応の折とは存じますが、ご健勝とますますのご活躍をご祈念申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

司会（恩田指導主事）

審議会委員の皆様、答申書のご提出ありがとうございました。

6 その他

司会（恩田指導主事）

次にその他でございますが、本日はございません。

7 閉会

司会（恩田指導主事）

以上をもちまして、令和6年度第1回久喜市立小・中学校学区等審議会を閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和7年1月7日

会 長 山本 千恵子

委 員 佐藤 利幸

（注）特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。